

令和8年（2026年）3月

平塚市議会定例会追加議案

議 案 目 次

	ページ
議案第25号 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1

平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平塚市国民健康保険税条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「次条及び第5条において」を「以下」に改める。

第6条を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第6条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等を課税標準とし、これに次条第4項第1号に規定する税率を乗じて算定する。

第7条第1項第1号中「100分の7.29」を「100分の7.79」に改め、同項第2号中「2万8,530円」を「3万900円」に改め、同項第3号ア中「1万8,500円」を「1万9,900円」に改め、同号イ中「9,250円」を「9,950円」に改め、同号ウ中「1万3,875円」を「1万4,925円」に改め、同条第2項第1号中「100分の2.99」を「100分の2.94」に改め、同項第2号中「1万1,440円」を「1万1,600円」に改め、同項第3号ア中「7,420円」を「7,500円」に改め、同号イ中「3,710円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「5,565円」を「5,625円」に改め、同条第3項第1号中「100分の2.88」を「

100分の2.95」に改め、同項第2号中「1万1,690円」を「1万2,000円」に改め、同項第3号中「5,770円」を「5,800円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 100分の0.3
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者1人について 1,197円
- (3) 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について 56円
- (4) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 772円
 - イ 特定世帯 1世帯について 386円
 - ウ 特定継続世帯 1世帯について 579円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年3月3日提出

平塚市長 落合克宏

